

(コーディネーター)

それでは、事業番号 6 番、まち美化啓発事業について作業に入りたいと思います。  
事業内容につきまして、簡潔に 5 分程度で説明をお願いしたいと思います。  
では、よろしくお願いします。

(説明者)

それでは、事業番号 6、まち美化啓発事業(路上喫煙制限事業)について、ご説明申し上げます。資料の 28 ページを開けてください。まず最初に、本事業の実施に至る経緯をご説明申し上げます。本市におきましては、昭和 49 年に枚方市住みよい環境に関する条例を、さらに、平成 14 年に枚方市ポイ捨てによるごみの散乱及び犬のふんの放置の防止に関する条例、いわゆるポイ捨て防止条例を施行し、まち美化の推進、環境の保全に取り組んで参りました。以降、継続的に事業を実施して参りましたが、路上喫煙によるたばこの吸い殻のポイ捨ての増加や、他市での歩きたばこによる子どもへのやけど事故の発生など社会的情勢もあり、本市においても平成 20 年 10 月に枚方市路上喫煙の制限に関する条例を施行したものです。この条例におきましては、本市内の全域で、道路などの公共の場所でのいわゆる歩きたばこを禁止しております。

また、平成 20 年 12 月からは京阪電鉄枚方市駅周辺、並びに樟葉駅周辺に路上喫煙禁止区域を設け、区域内での喫煙を禁止いたしました。この路上喫煙制限事業における啓発事業につきましては、これらの条例に基づき吸い殻のポイ捨ての禁止、並びに歩行喫煙の禁止などの街頭啓発キャンペーンや指導を行い、環境美化や子どもの安全に対する市民のモラル向上を図り、清潔で美しい、安心、安全な住みよいまちづくりの推進を目的としております。

次に、事業内容につきまして説明いたします。平成 20 年度におきましては、条例施行当初でありましたので、資料の 30 ページにあります 1~3 の図、あるいは写真でお示ししていますように、歩きたばこの禁止・路上喫煙禁止区域の標示看板や路上標示シールの設置、また、ポスターや啓発グッズの作成など、周知のための環境整備に重点を置いております。平成 21 年度につきましては、国の緊急雇用創出基金事業を活用し、4 月から 9 月は再任用職員及び臨時職員による直営とし、10 月から 3 月是一部委託として、街頭啓発キャンペーンを実施しました。平成 22 年度につきましても、委託事業として継続をしております。まず、予算執行において大きな役割を占める街頭啓発キャンペーンの委託事業であります。資料 30 ページにありますように、4 番でございますが、従事者がたすきとのぼり旗を持ち、拡声器により啓発アナウンスを流しながら、指定区域のポイ捨てごみ、吸い殻を拾いながら啓発活動を行うものです。もちろん、禁止区域で喫煙行為を発見した場合はやめるように指導をしております。

資料の 31 ページをご覧ください。4 の(1)実施回数につきましては、表のとおりでございます。基本的には木曜日を除く平日の朝夕 2 時間ずつ、ローテーションを組んで、順

次、枚方市内の鉄道駅及びその周辺において啓発活動をしています。また、土曜、日曜におきましては午前 11 時から午後 3 時までの 4 時間、主要鉄道駅及び大型店舗を中心に同様の啓発活動を行っております。

続きまして、4 の(2)の成果につきましては、表のとおりでございます。

4 の(3)の実態につきましては、従事者の現場での声や感想でございます。

その他の啓発活動については、5 番のとおりでございます。ポスターは平成 21 年度において 340 枚、市内の公共施設・事業所に配布、掲示の依頼をしております。

6 の実態調査につきましては、条例施行前から一部実施をしており、枚方市駅周辺では朝夕のそれぞれ 1 時間 15 分間計測をしております。また、樟葉駅周辺では夕刻の 1 時間 15 分間を計測した結果でございます。条例施行前と比べますと、喫煙者の一定の減少がございまして、成果があったと考えております。

7 につきましては、路上喫煙に関する苦情、要望の件数でございます。

課題としましては、本市における歩きたばこの禁止・路上喫煙の禁止区域の設定など、路上喫煙が制限されていることの周知がまだまだ不足していることは否めないと考えておりますが、仕事等において単発的に本市に来られる方もあり、また、指導に関しましては喫煙という個人の嗜好に及ぶこともありますので、難しい面がございます。しかしながら、公共の場所や飲食店において喫煙の制限が拡大されていく昨今の社会情勢において、今後一層路上・屋外での喫煙が増加し、それに伴いたばこの吸い殻のポイ捨て等も増加することが懸念されますので、今後とも本事業を通して周知・啓発活動を充実させ、継続的に実施することがモラルの向上につながるものと考えております。

以上で、簡単ではありますが本事業の説明とさせていただきます。

(コーディネーター)

はい、ありがとうございました。

ちょっと伺いますけれども、まず一部委託ということで、街頭キャンペーンの委託が出ているようなんですが、この委託先とその内容について説明をいただけますか。

(説明者)

委託先は、警備会社の株式会社エクシードという民間会社でございます。

(コーディネーター)

内容は。

(説明者)

事業内容は、平成 21 年度につきましては、大きく言いますと美化の啓発活動と、ポイ捨てごみの収集業務の 2 つがあります。そして、美化の啓発業務の方ですと、ポイ捨て

て防止の啓発と喫煙の制限に関する条例のご案内、及び直接指導ということをやっております。ポイ捨てごみの収集業務の方ですと、活動区域内に落ちている吸い殻、ペットボトル、空き缶等の収集を同時にやっていくという活動をしております。

(コーディネーター)

啓発というのは、何か啓発物を配るという作業ですか。

(説明者)

必要に応じて啓発物を、ティッシュとか携帯灰皿ですとかという配布物もございますが、基本的には拡声器を使って幅広く条例に関するご案内を流すと。で、違反者を見付け次第、直接指導を行うという内容になります。

(コーディネーター)

という事業だそうです。それではご質問のある方、お願いしたいと思います。

(仕分け人)

いつまでお続けになるつもりでしょうか。というのは、例えば我々が子どもの頃は、ドライバーがシートベルトを付けなければいけないというルールはなかったんですけど、ある時期、啓発キャンペーンをやって罰則があって、みんな当然のように付けるようになると、もう誰もキャンペーンをやらなくなりますよね。そういう意味では、ある程度路上喫煙の一定の成果があった段階で、もうやめなければいけない事業なんじゃないかなと思います。サンセットの事業じゃないかと思うんですけども、そのめどとか、どれぐらいまで、例えばポイ捨て率が減ったらこの事業は打ち切りにしますという基準はおありでしょうか。

(説明者)

特に数値としての基準は設けておりません。理想的には、当然禁止区域での歩行喫煙がゼロになるというのは理想的な数値ではあるかと思いますが、特に数値としての目標というのは立ててはございませんが、これ申し上げましたように、国の緊急雇用創出基金事業を活用させていただいております。そういうことから、一定年数を、ここで例えば、3年とか4年とか具体的にそういう年数を申し上げることは難しいとは思いますが、ご指摘のように一定年数といえますか、毎年毎年見直しながら、この事業を考えていく必要はあるかと思いますが、やはり啓発事業ですので、こちらの懸念としましては、やめてしまえばまた歩行喫煙の方が増えるのかなという思いがあるのは事実でございます。

(仕分け人)

思いとか難しいとか、フィーリングでお答えになりますけど、やっぱり3年計画で打ち切る覚悟でこういうことをやるとか、ある程度めどを立ててやらないと、だらだらと前例踏襲で続いてしまうのではないかと思いますし、仮にキャンペーンをやめたらまた捨てるだろうという、単なる思い付きなのかどうか分かりませんが、実際にやってみなくてはわからないと思うので、そういう後ろ向きなことをおっしゃらずに、ある程度数値化した目標とかある程度めどを持っておかないと、前任者から引き継いだやつをそのまま続けてしまうのではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

(説明者)

今お話がありましたように、一定そういう形で年数、期限を切ってこの事業を考えていきたいというふうに。キャンペーンそのものにつきましては、そういう形で一定期限を切って考えていきたいというふうに考えております。

(仕分け人)

啓発で460万円ほどかかっているわけですね。人件費等々だと思います。これも犬のふんと一緒に、ポイ捨てはいつまでたってもこれは、私はなかなかなくなれないと思います。これを今、期限と言われたらもちろんそうなんですけど、何かもう一つ踏ん切りを付けてポイ捨ての啓発とかやらなくてはならないと思います。今、大阪市が罰金制度を導入していますね。この枚方市も絶対、ポイ捨てとか罰金制度を導入して、行政としてその指導をして罰金を取ると、これをやれば、私は犬のふんやポイ捨てもなくなると思います。その辺をこれから2年後にはするとかいうことで、私はどうしても罰金制度を導入していただきたいなど。その辺をちょっとお聞きしたいと思いますが。

(説明者)

今お話にありました罰金と言いますか罰則と言いますか、枚方市の路上喫煙の制限に関する条例におきましては、罰金、罰則はございません。大阪市が実施されていますように、過料という形で大阪市は1,000円徴収されていますが、そういう規定もございません。これにつきましては、この条例が平成20年度施行されましたので、まず罰則というよりはモラルの向上において、啓発活動を通じて、まずモラルの向上の啓発が先であろうという形で取り組んでおります。ポイ捨て条例の方につきましては、犬のふんですとか、一般のごみにつきましては2万円の罰金の規定がございますけれども、路上喫煙に関しては、現在罰金の規定はございません。当面、今、罰則、過料を徴収するとかいうことは、今現在考えておりません。

(仕分け人)

そしたら、犬のふんには過去、罰金を取りましたか。ないでしょう。それなら絶対なくならない。それと一緒にわけだ。その辺も踏まえて罰金制度の条例を決めてやらないことには、いつまでたっても期限が切れないということです。

(説明者)

期限を切ったということにも関連しますけれども、今ご指摘がありましたように、将来的には歩行喫煙者が増加した状況で、また判断の及ぶところではあるとは思いますが、今現在、本市としましては、喫煙に対して個人の嗜好の問題もありますので、モラルの向上に最大限努めたいというふうに考えております。

(仕分け人)

今、条例の内容の話になったのでお伺いしたいんですが、路上喫煙の制限に関する条例のこの指導というのは、9条に基づいてらっしゃるという認識でよろしいでしょうか。

(説明者)

はい。ご指摘どおり第9条に基づいております。

(仕分け人)

9条で、6条の歩きタバコの禁止と8条の路上喫煙はしてはならないとなっているわけですが、4条1項と2項を、恐縮ですが読み上げていただけませんか。

(説明者)

それでは、第4条第1項、事業者は、路上喫煙によって他人に迷惑をかけないように、その従業員の啓発及び教育に努めなければならない。

第2項、タバコの販売を行う事業者は、路上喫煙によって他人に迷惑をかけないように、その消費者を啓発しなければならない。

(仕分け人)

これは、市議会が制定した条例でございまして、事業者なり販売業者に義務付けたもので、市役所に直接の何か作為義務を課したものではないとは思いますが、この事業者の活動について、こういった条例の周知やしっかりした活動をするようなご指導というか、そういう活動というのは市役所の人はおやりでしょうか。法の執行機関としての立場から伺います。

(説明者)

当初この条例施行時、あるいはポスター作製時に各事業所、並びに公共機関にポスタ

一の掲示をしております。本年度におきましては、この7月からタクシー業界におきましても禁煙ということで実施をされているところもありますので、今年度におきましては、枚方市内のタクシー会社にこういう路上喫煙、あるいは禁止区域等の、特にお客さんを待ってられるドライバーの皆さんを中心に啓発活動をしたところでございます。

(仕分け人)

申し上げたいのは、タクシーもさることながら、31ページの街頭啓発活動の実態で、枚方市民がそんなにモラルが低いかと私も信じたくありませんが、市外から来たので条例を知らなかったと、市外から私も仕分け人として来ましたが、あまり観光名所というわけではないので、おそらくお仕事でお越しになっている。そうすると市内に事業所があるからお越しになる、で、事業所の方で従業員なり事業所へ来た方への周知をちゃんとやっていただかないことには、多くの人が行き来するわけですから、いくら市民に広報ひらかたとかで啓発してもその部分は大変だと思うんです。市によって適性も違うでしょうし、したがって事業者の啓発活動というのは、ポスターを掲示してもらうのを頼みに行くだけではなく、事業所自身が努めるようにすることが必要と思いますが、そのような取り組みは今後なさるおつもりはおありでしょうか。

(説明者)

今年タクシー業界へ行かせていただきまして、一定手応えと言いますか、その事業所の方からも、仮に事業所の方も、例えば直接的にタクシーのドライバーの方に禁煙のお話もしづらいような場合もあるということで、枚方市から来ていただいたら、そういう形でまた指導もできるというようなお話もお伺いしましたし、これから啓発の一つ、手段の充実ということで、そういう企業へのアプローチも考えていきたいと思っております。

(仕分け人)

それからもう一つ、この活動によって受益する人たちというのはどういう方々でしょうか。

(説明者)

たばこを吸わない方、あるいは書いてございますように、そういう歩きたばこですと、ちょうど小さな子どもさんの顔あたりにたばこの火が近寄るとということで、喫煙をされない方々、他に思っておられる方からして、やはりこういう制限の啓発が必要ではないかというように考えております。

(仕分け人)

確かに一般市民への受益があるから市役所がやるわけですが、路上喫煙の禁止区域、駅周辺、街頭啓発活動も駅周辺でおやりですね。京阪電鉄さんと何かご折衝はなされた実績はおありでしょうか。

(説明者)

一つは先ほど申しあげましたポスターの掲示、それからもう一つはこの啓発活動について、より伝えますよということで、改札付近の京阪電鉄さんの敷地内で活動させていただきたいというような形でのお願いはいたしました。

(仕分け人)

ポスターを掲示させてくださいとか、啓発をさせてくださいということではなくて、やはり公共交通機関を利用する側の社会的責任として、もう少し積極的なコミットメントをするように求めることがあってしかるべきなのではないですか。

(説明者)

はい、先ほど申しあげましたように、今新たな啓発のアプローチとして、積極的に企業、事業者にもアプローチしていきたいと思っています。

(仕分け人)

29 ページの今後の事業の方向性というところで質問させていただきたいんですが、ご説明いただきたいのは、緊急雇用創出基金という事業対象でされていると思うんですが、まずそれがこの事業者、エクシードという業者、それが適切に基金の採択に合致しているものであるかということが1点。それからもう一つ、29 ページの特記事項の最後なんですが、気になるのは継続されるかどうか未確定であるということなんですね。そうすると、これがもしカットされたときにどうなさるつもりなのかということ、この2点です。

(説明者)

この受託業者のエクシードでございますが、一応契約に関してはこちらの原課の仕様に基づきまして、しかるべき部署で契約手続をしております。ここ自体が土台は警備事業等の実施としておりますし、そういう大阪府の警備の認可を受けているということで、この事業に合致しているということで契約をいたしました。当然ながら、そういう啓発事業についての日々の報告等の提出をさせております。

先ほどのご指摘は、緊急雇用に合致しているかということですよ。仕様書の中に、ハローワークに掲示をして、新規に非常勤を含めて採用するよという条件が入ってまして、事実、ハローワーク掲示者にも確認しておりますので、その辺は条件に合致

していると確信しております。

(仕分け人)

それで新規の雇用があったということですね。

(説明者)

そうですね。はい。

(仕分け人)

もしカットされた場合は。

(説明者)

我々もそういう点で苦慮するところではありますけれども、先ほどのご指摘のように、啓発に関しましては喫煙という個人的な嗜好の部分もございますので、やはり一番大きな効果としては街頭キャンペーンということで、直接に指導なり問いかけるというのが、一番効果が上がるのではないかと考えておりますが、この啓発事業に関しまして、この委託の部分が一番予算も大きいですし、そういう形で緊急雇用のこの金額がなければ、今実施しております体制、回数等、当然なかなか難しい面はあるかと思っておりますけれども、最大限のところ、市としまして市の単費で、できる範囲内でこういう形で継続をしていきたいと考えております。23年度につきましても、現在のところ、緊急雇用創出事業への問い合わせ、意向確認が来ておりますので、それがいければまた充実した内容で継続したいと考えておりますし、もし万が一そういうやるべきではない場合は、当然ながらそのときの予算内、あるいは判断の中で、こういう啓発活動というのは原課としては必要でありますし、継続的に続けていきたいという意向を持っております。

(仕分け人)

今の答弁だと目的と手段がごっちゃになっていますが、間違っていると思いますが、緊急雇用をやるのがこの条例の路上喫煙制限事業の目的なんですか。

(説明者)

いいえ、そうではございません。

(仕分け人)

ですよね。そもそも何か問題があって、路上喫煙制限事業をやらなくてはいけないという問題が枚方市にはあったんですね。そこを説明してください。どんな問題があってこの事業を始めたのか、だから継続する必要があるんだ、緊急雇用があろうがなからう

が。そうですね。

(説明者)

もちろん、冒頭で申し上げましたように、かつて条例の制定もございました。当然課題があるということで、そういう条例が制定されたものでございまして、今おっしゃいましたように緊急雇用の予算がなくても、当然啓発活動については実施していく必要があると考えております。

(コーディネーター)

では、なぜ駅前のポイ捨てがなくならないんでしょうか。どこに原因が、モラルなのか、それともその環境が、要は灰皿があるだとかないだとかの環境なのか、どこに問題点があったんでしょうか。

(説明者)

やはり、喫煙者のモラルの部分が一番大きな要因であると考えております。

(コーディネーター)

だから啓発と指導をやるという事業が成り立っているということですね。そういう説明をしていただければ、事業の説明がわかったのですが。

何か他にあれば、よろしいですか。大体結論は付いたということ。

それでは少し早いですが、6番、まち美化啓発事業について、決を採りたいと思いません。この事業、市がやらなくていいとなると不要になりますね。民間にすべて任ずという方法もないこともないかと思しますので。あとは国・府・広域とかが行うというのがありますし、枚方市が要改善というのがあります。

それでは、決を採りたいと思いません。1番不要(0人)。2番 民間(2人)。2番 国・府・広域(1人)。3番枚方市・要改善(3人)。4番枚方市・現行通(0人)。

それでは、班の結論としては、枚方市・要改善となります。

それでは、改善の方からご意見を伺いたいと思いません。

(仕分け人)

全然質問していなくて意見だけ最後に言いますけれど、この事業、何回か付いて行って、私も朝、駅に行くとき立っていて皆さんの活動を見ていたんですけど、いつの間にか民間の方がたくさん、最初市の職員の方でしたよね。よく見れば、あの人が朝から頑張っていたかと思っていましたんですけど、あの状態がよかったのではないですか、と私は思います。

あとはこのアンケート、さっきの環境ネットワークさんなんか少しお金あげて、何か

考えてもらおうとか、環境先進都市として、さっきから、僕、しばらくこの言葉を使い続けると思いますが、環境先進都市として目立つために、駅前だけじゃなくてモラル、まあ喫煙ってというような、いわゆる個人の嗜好の問題もあるので難しいと思いますが、頑張って行っていただきたいと思えます。

(コーディネーター)

では、少数意見で民間の。

(仕分け人)

ある程度知られていっていると思いますので、何年かたったらブレイクアウトするかなと。今年か来年くらいで終わりにして、後はたばこの販売会社の組合の皆さんとか、企業とか、あるいはNPOの人とか、そういう、そろそろ税金投入しなくていい時期に来ているのではないかなという印象を受けました。それは何かと言うと、全くむだとかだめではなくて、成果も出ていますし、そろそろ終わりにしたいなというのがあったんです。

(コーディネーター)

では、少数意見で国・府・広域で。

(仕分け人)

民間でもいいんですけど、ちょっとお金がかかるかなと思っていて、実はこの国・府・広域というのは、喫煙のマナーについて言われ続けてもう長いですね。その中で、枚方市だけが苦労しているだけではないと思えますので、もうこれは国を挙げて、法制化とか法制御していただいて、罰則規定等を作っていただいた方が、一気に解決するのではないかなと思えますので、国・府・広域とさせていただきます。

(コーディネーター)

それでは、この班の結論としては枚方市・要改善となりました。ただ、意見がそれぞれ分かれましたが、皆さんのおっしゃったことは内容的にはたぶん一緒なんです。市がどこでも関与するのではなくて、例えば民間だったり、もっと広い範囲だったり、市民を巻き込んでだとか、そういう方法でこの事業を展開していったらどうか。ですので、ある程度どこか境界線を設けて、ここまでは市がやるけれど、あとは民間なり市民の協力でやりましょうという体制を築くべきだというようなご意見だったと思えます。

それでは、事業番号6番、まち美化啓発事業につきましては、これをもって終了したいと思います。

ありがとうございました。